



国保・年金

国民健康保険の届出

世帯主の方は、自分の世帯に属する被保険者の資格に異動があったとき（ほかの健康保険加入脱退時、他市町村へ転出時、当市へ転入時、死亡時[※]）は、必ず14日以内に届出をしてください。

75歳以上の方が被用者保険（国保組合は除く）から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することにより、その被扶養者が国保に加入する場合

健康保険組合などから発行される「資格喪失証明書」を持参し、健康年金課で手続きをしてください。新たに保険料を負担していただくこととなりますが、65歳～74歳の被扶養者の方は、申請により保険料が軽減されます。あわせて手続きをお願いします。

健康年金課 田（☎460-9822）
国保に加入するとき

事由	必要なもの	届け出先
ほかの市区町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書または離職票）	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなったことがわかる証明書	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎）
外国人が加入するとき	外国人登録証	健康年金課（田無庁舎）

国保をやめるとき

事由	必要なもの	届け出先
ほかの市区町村に転出するとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
死亡したとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの、高齢受給者証	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険証が未交付の場合は、加入した証明）	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の健康保険証が未交付の場合は、加入した証明）	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎）
生活保護を受け始めたとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎）
外国人がやめるとき	保険証	健康年金課（田無庁舎）

その他の届出

事由	必要なもの	届け出先
退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、保険証、厚生年金証書、共済年金証書	健康年金課（田無庁舎）
市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
世帯を分けたり、一緒になったとき	印鑑、保険証、高齢受給者証	市民課（両庁舎） ひばりヶ丘駅前・柳橋出張所
ほかの市区町村で施設入所や長期入院するとき	印鑑、保険証、在園証明書（施設入所のみ） 高齢受給者証	健康年金課（田無庁舎）
修学のため、子どもがほかの市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書または学生証	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎）
保険証および高齢受給者証を無くしたとき（または汚れて使えないとき）	印鑑、身分を証明するもの（使えなくなった保険証 [※] ）	健康年金課（田無庁舎） 市民課総合窓口係（保谷庁舎）

国民年金の手続きを！

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金や共済組合に加入している場合を除き、自身で国民年金に加入しなければなりません。会社などを退職し、厚生年金や共済組合に加入しなくなった方や退職された方の扶養になっている配偶者は、国民年金第1号への変更手続きが必要です。雇用保険被保険者離職票または退職証明書などと年金手帳、印鑑を持参し、健康年金課（田無庁舎2階）市民課総合窓口（保谷庁舎1階）および出張所で手続きをお願いします。

ただし、退職日の翌日に再就職し、厚生年金や共済組合に加入する方は手続きは不要です。また、退職日の翌日から厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者となる場合は、国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて手続きが必要となります。

健康年金課 田（☎460-9825）

子育て

児童手当・児童育成手当新規申請

～該当する方は5月中に申請を～
現在手当を受給されていない方で、支給要件に該当する方は5月中に申請してください。手当は申請の翌月から認定されます。所得が一定額以上の場合は支給されません。

■児童手当
①小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）の児童を養育している方
支給金額 表1
所得制限 表2
必要書類 表3（後日提出可）

■育成手当
②父・母が婚姻を解消、または同様の状態にある18歳到達後最初の年度末の児童を扶養している方 受給者が事実婚状態にある場合は対象となりません。

支給金額 月額13,500円
（児童1人あたり）
所得制限 表2
必要書類 表3（後日提出可）

■障害手当
③「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方
支給金額 月額15,500円
所得制限 表2
必要書類 表3（後日提出可）

子育て支援課 田（☎460-9840）

表1 支給金額

3歳未満の児童	10,000円（月額）
3歳以上小学校修了前の児童	第1子 5,000円（月額） 第2子 5,000円（月額） 第3子以降 10,000円（月額）

表2 平成21年度所得制限額表（平成20年中の所得額）

扶養人数	児童手当		児童育成手当
	国民年金加入および年金未加入の方	国民年金以外の年金に加入している方	
0人	4,600,000円	5,320,000円	3,604,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円	3,984,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円	4,364,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円	4,744,000円

以降1人増すごとに38万円加算

表3 申請に必要なもの

	児童手当	児童育成手当	児童育成手当（障害）
印鑑			
戸籍謄本（申請者および児童のもの）			
21年度所得証明書（平成21年1月2日以降に転入の方）			
健康保険者証の写し [※]			
申請者名義の預金口座のわかるもの（郵便局以外）			
身体障害者手帳・愛の手帳（お持ちの方）			
その他（調査書類 [※] ）			

児童扶養手当・特別扶養児童手当

■児童扶養手当

受給資格

日本国内に住所があり、次の支給要件にあてはまる18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童（障害がある場合は20歳未満）の母または養育者（老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く）

支給要件

父母が離婚した児童
父が死亡または生死不明の児童
父に重度の障害がある児童
父が1年以上拘禁されている児童
父に1年以上遺棄されている児童
婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合は除く）

なお、昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は時効により手当の請求不可。

支給制限

次の状態にある場合は該当しません。
児童が父または母の死亡により遺族年金などを受けられる場合
児童が里親に委託されていたり児童福祉施設などに入所している場合

児童が父と生計が同じ場合
児童が母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計が同じ場合

請求者または児童が日本に住所がない場合
事実上の配偶者とは、男性の住民

所得制限限度額 平成20年中の所得・平成21年8月分～平成22年7月分手当に適用（単位：円）

	児童扶養手当		特別児童扶養手当		
	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	本人	配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	190,000	1,920,000	2,360,000	4,596,000	6,287,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000	4,976,000	6,536,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000	5,356,000	6,749,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000	5,736,000	6,962,000
4人以上	1人増すごとに加算380,000			1人増すごとに加算213,000	
1人につき加算	特定扶養 60,000 老人扶養 100,000	老人扶養 60,000 （老人扶養のみは2人目から）	特定扶養 250,000 老人扶養 100,000	老人扶養 60,000 （老人扶養のみは2人目から）	

所得から控除できる額

種別	児童扶養手当		
	受給者（母）	受給者（養育者） 配偶者 扶養義務者 孤児などの養育者	特別児童扶養手当（本人・配偶者など共通）
社会保険料相当額	80,000	80,000	80,000
障害・勤労学生控除	270,000	270,000	270,000
特別障害者控除	400,000	400,000	400,000
寡婦（夫）控除	0	270,000	270,000
寡婦特別加算控除	0	80,000	80,000
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦（夫）控除なし